

令和2年度から

離島留学生帰省費

補助金制度

が始まります！！

離島留学制度により長崎県外から実施校に転入学し、在籍している生徒のうち、帰省先の親元等が長崎県外である生徒が対象の制度です。

補助率等	対象となる経費の2分の1以内。 ※1回の帰省にかかる補助金の上限は30,000円とする。 ※申請は1年につき2回を限度とする。
対象となる経費	公共交通機関を利用して親元等に帰省するための往復の交通費の実費。ただし、申請要件は以下のとおり。 ① 対象経費の合計が5,000円以上の場合のみ交付する。 ② 対象経費は、最初に上陸する本土（長崎港、福岡空港など）以降の交通費のみとする。（離島内及び離島～本土間は対象外）
申請の方法	以下の書類を高校あてに提出する。 ① 帰省費補助金交付申請書 ② 誓約書 ③ 交通費を確認できる領収書 ④ 口座振替依頼書（1年に1回（初回申請時）のみ）

お問い合わせ

長崎県教育庁高校教育課総務管理班
TEL 095-894-3352